



6 企 第 号
令和6年6月27日

亀岡市総合計画審議会
会長 様

亀岡市長 桂 川 孝 裕

第5次亀岡市総合計画の推進について(諮問)

第5次亀岡市総合計画を推進するにあたり、亀岡市総合計画審議会条例第2条の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- ・第5次亀岡市総合計画の進行管理及び推進に関する事項